

議案第53号

基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について

基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

基山町民会館設置及び管理に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1大ホールの使用料の表中「3,490」を「3,950」に改め、同表の2諸室の使用料の表和室の項中「50」を「70」に改め、同表小ホールの項中「790」を「890」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の基山町民会館設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用料について適用し、同日前に許可した使用料については、なお従前の例による。

提案理由

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町民会館の使用料見直しに伴い、基山町民会館設置及び管理に関する条例を改正する必要がある。

令和2年12月11日原案可決